

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04255

研究課題名（和文）国内外における家庭養護に関する包括的研究

研究課題名（英文）The Comprehensive study of the family based care in Japan and foreign countries

研究代表者

林 浩康（HAYASHI, Hiroyasu）

日本女子大学・人間社会学部・教授

研究者番号：70254571

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：児童相談所の里親委託に向けた職員・支援体制、乳幼児の里親委託推進に向けた取り組みや支援サービスの利用状況を明らかにした。また子どもを委託中の里親家庭へのフォローや保育所・レスパイトケアの利用などについて、地域間で実施状況に大きなバラつきがあることが確認された。

不妊治療者インタビュー調査結果から、不妊治療機関は治療開始前あるいは治療初期段階で里親・養子縁組に関する情報を提供すること、患者によって情報を必要とするタイミングは異なるため、情報の濃度を変えて複数回提供することが望ましいことなどが明らかとなった。さらに養子縁組あつせん機関における記録の取得・管理・アクセス支援に関して提言を整理した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本における里親制度や特別養子縁組制度といった家庭養護の現状や実践内容を明らかにし、日本における家庭養護の推進における課題を明らかにし、今後の家庭養護の推進に寄与できる資料を提示できたことが、社会的意義の一つといえる。特に不妊治療者への里親・特別養子縁組に関する情報提供のあり方、乳幼児の里親委託推進に向けた提言、および養子縁組に関する記録の取得・保存・開示に関する提言など里親や特別養子縁組に関する包括的提言ができたことに意義がある。また養子縁組や里親家庭での生活経験のある成人した方々へのインタビューを行い、当事者の立場から里親や特別養子縁組に強みや課題を明らかにしたことは重要である。

研究成果の概要（英文）：I've revealed staff and support system for foster care placement in the child guidance center, the attempt to increase foster care placement for babies and infants by the child guidance center, and the situation of utilization of support services by foster carers. It has also revealed that the situation of support and utilization of day care center and respite care differ from place to place.

According to the interview research to the people who experience infertility treatment, it has revealed that infertility treatment clinics should provide them with information about foster care and special adoption before treatment. Besides, I've suggested some things related to take records from birth parents, maintain and disclose them for adoptive parents and adoptive children.

研究分野：社会福祉学

キーワード：家庭養護 里親 特別養子縁組

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年日本では、家庭養護(里親家庭、ファミリーホーム)の推進を意図した施策づくりがなされるとともに、特別養子縁組の積極的活用に向けた施策のあり方について国レベルで検討されてきた。今後これらを推進する上で、里親や特別養子縁組の推進に向けた実証研究の蓄積の必要が社会的に要請されている。

2. 研究の目的

里親や養親希望者の多くは不妊治療経験者であることを踏まえ、里親・特別養子縁組の情報提供に関する不妊治療経験者の意識を明確化し、児童相談所における、要保護児童の養子縁組に関する相談支援から縁組成立後支援までの各段階における取り組みおよび実態を把握し、また日本における養子縁組家庭や里親家庭を経験した方々にインタビューを行い当事者目線からのそれら制度のあり方を明らかにし、さらにアメリカやニュージーランドの里親委託に関する特異性を明らかにすることを本研究の目的とする。

3. 研究の方法

先行研究のレビューを踏まえ、アンケート調査およびインタビュー調査を行い、分析を行った。

4. 研究成果

(1) 不妊治療機関における里親・特別養子縁組の情報提供に関する不妊治療経験者の意識

調査方法

里親・特別養子縁組に関する情報を不妊治療患者に提供した医療機関において情報提供を受けた不妊治療経験者への半構造化面接(面前あるいはオンライン)による聴き取り調査を行った。聴き取り調査は2020年12月14日~2021年2月10日にかけて行った。

調査結果の総括・提言

・不妊治療を開始すると、里親・養子縁組という別の選択肢を考えることが困難となる傾向について理解できた。治療のステップアップ情報は頭に入ってきてても、里親や養子縁組の情報に関しては難しいこと、治療やその成果に固執すること、医療機関の提案に任せる形で治療が継続、特殊化していく傾向のあることが明らかとなった。

・年齢が高いほど患者は焦りも大きくなる。年齢などで不利な条件の患者は実績ある治療機関に集まり、顧客が多い施設ほど医師は多忙である。カウンセラーが対応できる患者は限られており、患者が自ら求めない限り、医療側からの治療以外の情報提供は行われにくい実態もある。

・こうした状況を踏まえると、まず不妊治療開始前に里親や養子縁組に関する情報を患者に提供する必要がある。基本的に医師ではないカウンセラーなど別の専門職が患者個々に情報提供を行ったり、児童相談所や民間養子縁組あっせん機関などと連携し複数の方々を対象に説明会を行ったり、待合室で説明動画を流したり、パンフレットなどを配置・掲示することなど多様な方法が考えられる。治療開始前における里親・養子縁組情報の提供を患者の権利保障の一環として位置付ける必要がある。

・個々の状況によってその情報への感度は異なり、情報提供を一律化する課題や難しさがある。個々の状況に応じて継続的・段階的に伝える必要もある。

・説明会については、不妊治療機関に児童相談所や民間の養子縁組あっせん機関の職員がやってきて行う場合や、児童相談所や民間養子縁組あっせん機関を会場に行う場合が考えられる。

・不妊治療機関の医師やカウンセラーは児童相談所や民間の養子縁組あっせん機関の職員が治療機関にやってきて説明会を開催することに対しては消極的であり、児童相談所や民間養子縁組あっせん機関を会場に行うことを提言された。不妊治療機関でのそうした制度に関する情報提供には慎重にならざるを得ない状況が理解できる。

・情報提供だけでなく、併せてカウンセリング機能の重要性が指摘された。夫婦が共に暮らしているからお互いの気持ちを共有しているわけではない。不妊治療過程において夫婦の認識の齟齬が生じ、関係が悪化することもある。カウンセラーが仲介役となり、家庭とは異なった場で相互に気持ちを伝え合ったり、場合によっては夫婦が個別にカウンセリングを受け、カウンセラーを通して互いの気持ちを伝えてもらい、夫婦で意識を共有したりすることが重要である。

・夫の苦悩の深さも理解できた。特に夫に不妊要因がある場合はなおさらである。不妊は女性の

問題として捉えられる傾向があり、夫は感情表出を抑制する傾向もある。ジェンダー差を考慮した対応も必要であろう。

・不妊治療経験のある養親の語りを聴くことや、子どもを含め交流する機会を持つことは、何よりも大きなインパクトを夫婦に与え、里親や養子縁組に関する深い理解につながる事が明らかとなった。説明会の内容によって夫婦の印象は大きく異なり、行政説明的内容で終始することが懸念される。

・特別養子縁組や里親制度は子どものための制度であり、不妊治療夫婦のための制度ではないことは強調されてきた。一方、養親や里親希望者は不妊、流産、死産など大きな喪失感を抱えている傾向にある。こうした喪失感への対応と同時に、里親や養子縁組に関する理解や意識啓発も必要であり、その具体化の困難も認識させられる。治療経験者がこれまでの苦悩やそれに伴う感情の言語化による自己理解を、個別カウンセリングや集団でのピアカウンセリングなどを通して促すことも必要であろう。そうした専門職の養成も課題である。

・より広い観点から、制度が身近に感じられる社会のあり方や、里親や縁組家庭とのかかわりが情報提供以前に必要なことが指摘された。日本における現在の里親や養子縁組に対する社会意識がその推進を阻むという悪循環について理解できる。

・以上の内容を踏まえると、不妊治療機関は治療開始前あるいは治療初期段階で里親・養子縁組に関する情報を提供すること、患者によって情報を必要とするタイミングは異なるため、情報の濃度を変えて複数回提供することが望ましい、具体的な情報提供や説明会のあり方については、児童相談所やその主管課、民間養子縁組あっせん機関などと検討し、連携・協働する必要がある、不妊治療を経て子どもを授かった養親当事者の方の話を聴く機会や、そうした家族と交流する機会を提供すること、カウンセリングの提供により、夫婦の意識共有を促す事が提言できる。

(2) 特別養子縁組に関する児童相談所調査

令和4年度 厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」に關与し、調査研究に従事することができた。本科研テーマに関連したその調査研究結果の一部から得た内容を以下に記載する。

調査方法

全国の児童相談所(229箇所)を調査対象とした。

児童相談所及び民間あっせん機関へ電子ファイルで調査票を配布・回収した。調査実施時期は令和4年9月21日～令和4年10月26日

回収結果

171 児童相談所から回収、回収率は児童相談所 74.7%であった。

< 児童相談所の主な調査結果 >

【特別養子縁組の実績】

・1 機関あたりの里親担当者数の平均人数は 2.8 人、常勤の里親担当者数は「1-3 人」が最も多く 132 箇所(最大値 10、最小値 0)だった。

・2021 年度の申立件数は 280 件(平均 1.6 件)うち 2022 年 9 月 1 日時点で成立しているのは 76.4%だった。申立件数が 0 件の児童相談所が 29.4%、1 件の児童相談所が 33.5%であり、全体の 62.9%を占めた。また、2021 年度に特別養子縁組を検討したものの申立に至らなかったケースは 39 件(平均 0.2 件)だった。

・成立件数は 2020 年度が 263 件(平均 1.5 件)、2021 年度が 286 件(平均 1.7 件)だった。

【制度改正に関する実績】

・2020・2021 年度に成立した 15 歳以上のケースは合計 12 件(平均 0.1 件)であり、15 歳以上で申立を行い、やむを得ない事由があるとして認められた理由は、里親家庭での安定的な養育や法改正時点で 15 歳を過ぎていたことのほか、実方の父母の同意が取れていなかったケースでは、児童の意思が確認できたことがポイントとして挙げられた。

・2020・2021 年度における児童相談所長申立のケースは 154 件(平均 0.9 件)で、0 件の児童相談所が 63.7%だった。児童相談所長申立をしたケースの主な理由では「特別養子縁組はすべて児相長申立の方針(27.0%)」「実方の父母が行方不明かその懸念があった(17.6%)」「実方の父母に翻意の懸念があった(14.9%)」が全体の 59.5%を占めた。

【縁組成立後の支援】

・ 厚生労働省通知を活用した情報の記録状況は、「通知は知っているが、活用していない・できていない(56.0%)」「通知を活用して記録している(35.1%)」「通知を知らない(8.9%)」の順に割合が高かった。

・ 養子の実方の家族との連絡・交流に関する継続支援は、「現在行っていないが今後必要に応じて行うことを検討したい(44.8%)」「現在行っておらず今後も行う予定はない(31.9%)」「ケースによって行っている(19.6%)」「行っている(3.7%)」の順に割合が高かった。

・ 自機関でのあっせんに限らず、養親子関係に問題が生じて、2021年度に相談を受けたケースは36件(最大値3件、最小値0件)で、最も多い児童の年齢は12歳と15歳(各5件、14.3%)だった。

【特別養子縁組の推進にかかる取り組み】

・ 選択肢として特別養子縁組を検討するケースは「実方の父母による特別養子縁組希望の意思が明確(99.4%)」の割合が最も高く、次に「棄児/実方の父母が死亡し養育できる親族等がない(82.5%)」が高かった。独自に明文化した手引き等がある児童相談所は全体の23.1%だった。

・ 養親候補者が見つからない場合の養親候補者を探す方法は「都道府県内の他の児童相談所に相談する(90.5%)」「民間あっせん機関に相談する(17.9%)」「他の都道府県に相談する(16.1%)」の順に割合が高かった。「養親候補者が見つからなかった場合でも他の機関への相談は想定していない」の回答も5.4%あった。

・ 支援体制の整備に関する工夫は、手引きやマニュアル作成、医療機関や弁護士との連携、全件児相長申立の方針、実方の父母への特別養子縁組の説明等のほか、養子縁組家庭への支援では、里親支援専門相談員や里親会と連携した訪問・サロン、市町村と連携した支援体制の構築、真実告知の研修、里親登録の継続、民間あっせん機関で委託された家庭も含めた支援等が挙げられた。

・ 今後の課題としては、職員の育成、実方の父母の同意取得や施設入所の長期化、特別養子縁組を検討する基準の整備、児童相談所長申立を行うケースの検討、子どもを委託できる養親候補者の不足(特に、特別なケアニーズを持つ子ども等)、縁組成立後の継続的な支援の充実、出自に関する記録や開示方法の整備等が挙げられた。

<児童相談所 個票(2021年度に申立をしたケース)の主な調査結果>

・ ケース開始時点の児童の年齢は「出産前のケース(47.1%)」で最も割合が高く、次に「0歳(37.9%)」が高かった。0歳の中では「0歳0ヶ月(25.4%)」が最も高かった。

・ 養親候補者に委託される直前の養育場所は「里親またはファミリーホーム」が40.7%、「児養護施設または乳児院」が40.0%で全体の80.7%を占めた。

・ 養親候補者に委託される以前の一時保護または一時保護委託の合計期間は、1ヶ月未満が11.4%、1ヶ月以上6ヶ月未満が30.4%、6ヶ月以上が4.3%だった(無回答を除く)。養親候補者に委託される以前の措置の合計期間は1年未満が18.9%、1年以上5年未満が22.9%、5年以上が1.8%だった(無回答を除く)。

・ 養親候補者に委託された時点の児童の年齢は0歳が最も多く139件(49.6%)で、6歳以上は7件(2.5%)だった。委託時点で障害や疾病等の特別なケアニーズがあったのは全体の10.7%、国際養子縁組のケースは1.8%だった。

・ 申立時点の児童の年齢は0歳が最も多く84件(30.0%)で、6歳以上は28件(10.2%)だった。養親候補者への委託から申立までの期間は、「6ヶ月以上1年未満(97件、34.6%)」が最も多く、10年以上のケースも6件(2.1%)あった。また、実方の父母の同意は全体の60.4%で得られたが、31.4%はいずれか一方だけだった。

(3) 養子縁組家庭や里親家庭を経験した方々へのインタビュー調査結果

・ これまでインタビューさせて頂いた方々から、幼少期の思い出がほとんどないという発言が比較的多くあった。「多分記憶を消していると思うんです」「辛い感情って忘れようとするんですね」ということばに象徴されるように生き延びるための無意識の対処策でもあったように感じられる。人間は過去に出会った人たちと時間を共有した思い出を抛りどころに人生を歩んでいる面があり、またそうした思い出は自身のアイデンティティ形成に影響を与えられてきた。記憶にない自身の過去の出来事や、それに伴う感情についてアルバムを通して確認される方々もいた。人生の空白を埋める社会的対応の必要性を改めて認識させられる。

・ 養親との生活における辛かった思い出を幼少期の祖父母宅での楽しかった思い出が多少なり

とも緩和してくれたように感じられる方がいた。祖父母など家庭外の人たちに大切にされた体験は子どもにとって大きな力となる。家庭のあり方や保護者の影響が肥大化し、子どもの将来の人生に与える影響度が強まっているなかで、家庭以外の居場所の必要性を再認識させられた。

・特別養子縁組の場合、戸籍上実子同様に記載されることと、実子であることは別のことである。民法上実子と養子は明確に区別されている。養親として養子を養育する意義について考えさせられる。現状では、養親となる者の多くは不妊や流産など何らかの喪失感を抱えている傾向にあり、子どもに対する過度な所有感を強化する側面がある。成長と共に養親の期待に応えることができず、子どもが自己否定感を抱え逃げ場を失くし、養親子関係の悪化要因となることもある。縁組後の生活が子どもにとって最善の利益に適うよう十分に検討する必要がある。

・幼少期の頃から養親から真実告知されてはいたが、疑問が残り続けた方もいた。告知の際、養親が感極まって涙を流すことは自然な感情表現ではある。しかし子どもにとってその涙は悲しさの象徴であり、親への気遣いから一番尋ねたかった疑問をそれ以来尋ねることができなかつたという方もおられた。自身が養子であることの重みや意味が年齢と共に揺れ動く。思春期における自身の生い立ちへのこだわりのピークや、その後の自分なりの折り合いがインタビューから理解できた。実親への反発と納得が交錯し、自身の境遇を天秤にかけて考え、誰にも肝心なことは尋ねることができなかつた。親以外の支援者の必要性も感じる。

・里親家庭で暮らすことが、いじめの要因となり、その後、自身の境遇の異質さへの思いは継続した方もいる。同調志向の中で、自身の異質さは自己否定感や孤立化を促すこともある。里親養育は「普通」や「当たり前」の暮らしと表現されるが、そうした表現が当事者の抱える思いへの認識を希薄化させているかもしれない。幼少期から共に暮らしていても、過剰な気遣いを強いられることもある。高年齢における委託であれば、なおさらである。アドボケートや家庭以外の居場所の必要性を強く感じる。また養子当事者の活動の場は、当事者の子どもたちにとって貴重な場であると言える。

・インタビューの中で児童相談所職員の家庭訪問について、「余り意味は感じられませんでした」と話されていた方もいた。自身の心の内全てを誰かに話させる訳ではない。里親に自身のいじめの体験を話せたとしても、里親が単独で状況改善に向け、対応するには無理があるように考えられる。対応のあり方について、考えさせられる。

・長年同じ里親家庭で生活していても、将来に対する不安感などから里親に対し、複雑な気持ちをぶつけざるを得なかつた状況について語る者もいた。里親家庭で生活していること、また名前や外見が日本人でないという複数のマイノリティ意識を抱え、「普通」でありたいという願望の強さを感じた語りもあった。これまでのインタビューでも、「普通」へのこだわりを口にした人たちがいた。「普通」へのこだわりは換言すれば自身の「異質さ」へのこだわりでもあり、それは自身の境遇というどうしようもない「異質さ」へのこだわりである場合が多かつた。

・一方で、さまざまな価値観や考え方と出会い、そうしたこだわりも徐々に薄れ、自身を肯定的に捉えられるようになることも理解できた。一時期ではあるが、生みの親でないということを含め、里親に反抗していた時期を親子共々乗り越え、今があるということ語る者もいた。過去の解釈は現在の人間関係など、置かれている状況によって変化するものである。そうした意味で語り内容も可変的であるということは留意する必要がある。

・当初2か所の里親家庭で被害体験を抱え、憧れが幻想で終結された方もいた。孤独な状況下でのこの体験はあまりに過酷であった。自己否定のスパイラル、家族や家庭への形式的固執、過酷な体験がそうした認知形成に影響を与えた。幼いながらも自身の境遇を理解し、辛さを抱えながらも誰とも共有してもらえず、懸命に生きる術を自分なりに身に付け生きてこられた。一方で人間の潜在的可能性も再確認できた。現在の里親家庭での暮らしは、将来の夢や勉学の意欲を強化させ、着実に夢の実現に向け歩んでおられる。社会的養護の場が子どもにとって辛い体験となった場合、子どもの声は潜在化する傾向にある。支援者がそうした潜在化した声や気持ちに寄り添い、表現できる関係を形成できればいいが、関係ある支援者にこそ言えないこともあるだろう。関係のない第三者に対しても同様である。子どもに関与する多様な支援者が、そういったことを認識し対応することの重要性を再認識させられる。

(4) 海外における調査研究としてアメリカのワシントン州とオレゴン州および、ニュージーランドのクライストチャーチを訪問し、里親委託のあり方や在宅における子どもたちの支援のあり方に関して、情報を入手し、その結果は報告書(別冊)に掲載している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 林浩康	4. 巻 92
2. 論文標題 児童福祉と子どものウエルビーイング	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界の児童と母性	6. 最初と最後の頁 3-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 林浩康	4. 巻 21
2. 論文標題 児童相談所における虐待対応とケアマネジメント	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ケアマネジメント学	6. 最初と最後の頁 14-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林浩康	4. 巻 23
2. 論文標題 映画「朝が来る」ー予期せぬ妊娠・不妊治療・特別養子縁組ついて考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子どもの虐待とネグレクト	6. 最初と最後の頁 307-311
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林浩康、小川多鶴、後藤絵里、由井秀樹	4. 巻 報告書
2. 論文標題 不妊治療機関における里親・特別養子縁組の情報提供に関する不妊治療経験者、医療専門職（医師・カウンセラー）、里親・特別養子縁組関係機関職員の意識	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 136号
2. 論文標題 特別養子縁組制度の改正と実践上の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 175号
2. 論文標題 子ども虐待のこれまでとこれから	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 発達	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 172号
2. 論文標題 親と暮らせない子どもの生活の場	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小児臨床	6. 最初と最後の頁 954-1958
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 157号
2. 論文標題 子ども虐待のこれまでとこれから	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 発達	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 22巻3号
2. 論文標題 日本と海外の里親制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 チャイルドヘルス	6. 最初と最後の頁 49-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 19(1)
2. 論文標題 要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 子どもの虐待とネグレクト	6. 最初と最後の頁 8-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 470
2. 論文標題 子どもの権利と里親養育	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本教育	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 10月号
2. 論文標題 「新しい社会的養育ビジョン」と家庭養育原則の実現	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 月刊ガバナンス	6. 最初と最後の頁 29-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 60号
2. 論文標題 要保護児童を対象とした養子縁組のあり方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新しい家族	6. 最初と最後の頁 42-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林浩康	4. 巻 15号
2. 論文標題 養子縁組と子どもの権利保障	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 子どもの虹情報研修センター紀要	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 林浩康
2. 発表標題 社会的養護における子どもと養育者の心の通い合い ~ 難しさとの糸口 ~
3. 学会等名 子ども虐待防止学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 林浩康	4. 発行年 2022年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 -
3. 書名 『子ども虐待の克服をめざして』 「児童福祉政策における養育観」	

1. 著者名 林浩康	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 -
3. 書名 児童・家庭福祉論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------